

天海訴訟を支援する会

ニュース 2021/6/9 No. 32

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222
幕張グリーンハイツ 109 障千連内
TEL・FAX 043-308-6621
<http://amagai65.iinaa.net/>

会費・カンパ等 振込先
〒振替 00260-0-87731
「天海訴訟を支援する会」
通信欄に「会費」「カンパ」等一言を



不当判決！！ これでは 障害者の権利が守られない

2021年5月18日に言い渡された判決は、大変残念ながら原告天海さんの声を受け止めるものではありませんでした。日常生活に介護が不可欠な重度の障害者が、すべての行政サービスをはく奪され、まるで砂漠の真ただ中に放り出されてしまったような仕打ちを受けたのにもかかわらず、判決は障害者の生活に一顧だにせず「手続きに協力しない障害者はこのような状況に置かれるのは当然である」と言わんばかりの内容には驚くばかりです。地方自治法により「住民の福祉の増進を図る」責務のある地方公共団体としての千葉市の責任についても全く顧みられていません。

不当な判決です。これでは高齢期の障害者の権利はまったく守られないことになります。原告の天海さんは控訴の手続きを取りました。

原告 天海さんの談話

憲法をふみにじり国の経済優先に合わせた極めて残念な判決である。

障害者の生活や尊厳より経済社会の誤ったルールを重んじる地裁判決は許さない。

自分の意にそぐわないと障害者の命綱である介護をバツサリ打ち切り、何のためらいもなく自己負担をおしつける千葉市は許さない。

東京高裁に控訴して逆転勝訴をめざしがんばりたいと新たな決意と闘志に燃えています。

「自助・共助そして絆」の誤ったルールを私たちの運動で正していきたい。

天海訴訟 原告 天海正克

目次

- P2…… 声明 不当判決に抗議します
- P4…… 天海訴訟の報告 弁護団 向後剛
- P6…… 会費・カンパのお願い
- P7…… 逆転勝訴を 山崎光弘
- P9…… 天海訴訟の政治的意味 浅野史子
- P11…… 応援メッセージ
- P12…… 学習交流総決起集会



声明 **不当判決に抗議し、 高裁での勝利をめざしてたたかいます**

2021年6月2日 天海訴訟を支援する会 代表 八田 英之

5月18日、千葉地裁は、私たちの「障害者が65才になると強制的に介護保険に移行されるのは不当であり、違法である」という訴えを退け、被告千葉市の主張のみを認める不当な判決を下しました。私たちは、これに断固として抗議し、控訴してたたかいます。

千葉地裁の判決（以下「判決」）は、先立つ岡山の浅田訴訟とも現在も圧倒的に多くの自治体で行われている実際の処分とも異なった異例のものです。

「判決」は、「介護保険を利用させなければ、公費負担の制度よりも社会保険を優先するという社会保障の基本的な考え方に背馳するとともに他の者との公平にも反し、相当でない」という実定法的にも国際的な社会保障の考え方とも異なる価値判断を前提にして、障害者総合支援法（以下「支援法」）や介護保険法の独自の強引な解釈をもって、障害者が65才になった時、介護保険の認定申請をせず、引き続き「支援法」による自立支援給付の申請を行った場合、その申請は不適法として却下されるべきものとなりました。

障害者への自立支援給付から介護保険に移行されると、様々な違いが出てきますが、

とりわけ経済的な負担は、住民税非課税世帯でもそれまでの負担ゼロから1万5千円の利用料がかかります。天海さんの場合もそうであり、収入の1割以上の負担となり、それだけ「支援法」による社会参加の機会が奪われました。

浅田訴訟では、「支援法7条」は自治体の裁量処分を定めたもの、すなわち個々の障害者の実状を勘案して自立支援給付をつづけることが相当である場合がある、としました。「判決」は、他の市町村が介護保険の認定申請をしない障害者に対して、支援法による給付を継続し、介護保険に移ることを勧奨しているのは、（不適法な）「事実上の取り扱い」であるとししました。「判決」は障害者の生活の実状などを全く見ようとしない、冷たいものと言わざるを得ません。この判決が容認され、この考え方が全国的に広がることを懸念します。

そもそも、公費負担の制度よりも社会保険を優先するというのは、日本政府がそうした政策をとっているというにすぎずません。社会保障財源を税でのみ賄うか、社会保険という仕組みを組み合わせるかは国によって異なります。例えば、医療保障は日本では社会保険ですが、イギリスはNHS

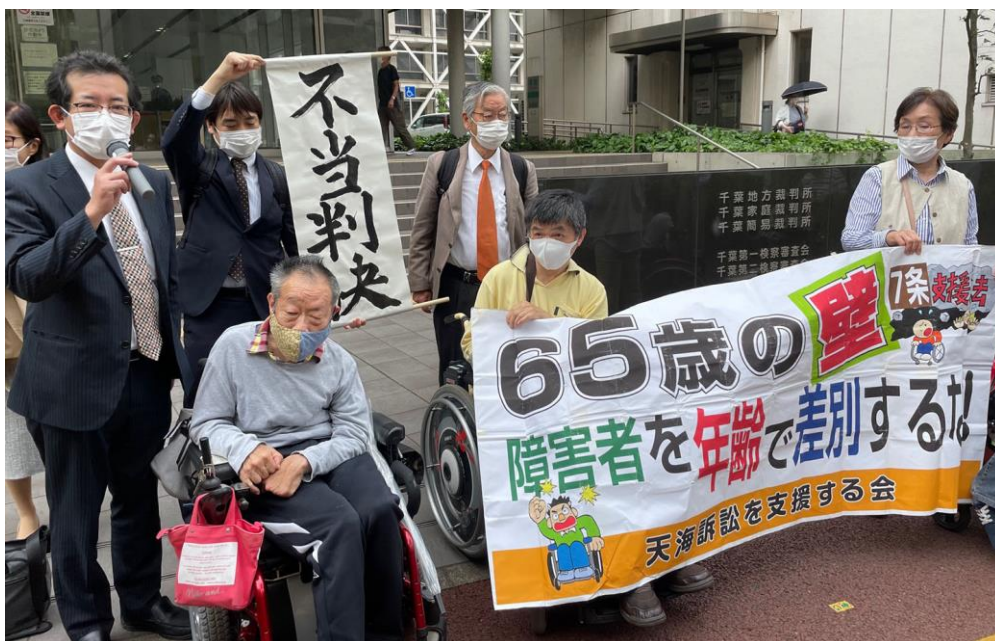
という公費制度です。それをあえて「社会保障の基本的な考え方」としているところに、最近の「自助・共助・公助」論の影を感じないわけにはいきません。

「公平」についていえば、逆に介護保険の応益負担が問題ではないでしょうか。社会保障における負担の基本的考え方は、応能負担です。社会保険の場合は、おもに保険料において応能負担であり、利用するときに応益負担というのは保険原理に反するのではないのでしょうか。さらに、公平を言うなら、障害者が65才になるといきなり収入の1割もの負担が課せられるというのは、障害者を年齢によって差別する不公平なものではないのでしょうか。さらに、65歳過ぎても障害者グループホームに入居している人などは、介護保険施設に同様のサービス施設がないことから、引き続き「支援法」による給付を受けています。これは、障害者を施設と在宅で不公平に扱っていることになります。

そもそも、障害者への自立支援給付は、障害者の社会参加を保障するためのもので、利用時の負担は応能負担であり、住民税非課税世帯は無料でした。2006年4月施行の障害者自立支援法によって応益負担が導入され、これに対して多くの自立支援法違憲訴訟が起こされ、2010年1月7日民主党政権の時、政府と原告団との間で基本合意文書が結ばれ、障害者の応能負担が復活しました。この時、「支援法」7条の廃止を検討することも書き込まれました。自民党が政権に復帰し、「支援法」7条は、そのまま残されています。

私たちは、こうした障害者が続けてきたたかひの到達点を守りたいと考えます。生きる権利をたかひで獲得しなければならないというのは残念なことですが、そうしなければ、人々が安心して暮らせる世の中になりません。

東京高裁での勝利判決のために、皆様の引き続きご支援を心から訴えます。



天海訴訟の報告

天海訴訟弁護団 向後 剛

第1 はじめに

天海訴訟で、令和3年5月18日、千葉地裁の判決が出た。

以下のとおり、大変残念な判決であった。

第2 判決の骨子

1 事案の概要

65歳になる原告（天海さん）が、引き続き障害福祉サービスを受けるために、障害者総合支援法（以下、「法」と略す。）の規定による介護給付費の支給申請をしたのに対し、被告（千葉市）は、「原告が要介護認定の申請をしないため、サービスの支給量を算定することができない。」として、原告の支給申請を却下した（以下、「本件処分」という。）。本件は、原告が、本件処分が違法であるとして、処分の取消しや国家賠償を求めた事件である。

2 争点

本件の主な争点は、介護給付費（障害福祉）の支給申請の適法要件である。

3 争点についての判断

（1）法には規定がないが、法が、正当な理由なく自らの申請に係る障害支援区分の認定及び支給要否決定が行われるのに協力しない障害者について、当該障害者に係る介護給付費の支給申請を不適法なものとして却下することができないこととしている

と解するのは相当でない。市町村は、障害福祉給付の申請者が正当な理由なく自ら申請した手続きに協力しないときは、当該支給申請を不適法なものとして却下できると解すべきである。

（2）法及び関連法令には、65歳に達した障害者が要介護認定の申請をすることが障害福祉による介護給付費の支給申請の適法要件であると解する直接の根拠となる定めはない。しかし、法7条により、障害福祉サービスの介護給付費の支給は、介護保険の訪問介護で受けることができる給付の限度において行われず、訪問介護によっては賄うことができない不足分についてのみ行われることになる。そうすると、障害者が65歳以上で要介護状態にあると見込まれるときは、当該障害者が要介護認定の申請をしない限り、介護保険により受けることができる給付が定まらず、障害福祉サービスによる介護給付費の支給量を算定できないのであり、この場合に要介護状態にあるものであることが見込まれる当該障害者が要介護認定申請をしないことは、自らの申請に係る支給要否決定が行われるのに協力しないことにほかならない。65歳以上の要介護状態にあるものであることが見込まれる障害者が要介護認定の申請をしないときは、要介護認定の申請をしないことに

正当な理由がない限り、市町村は、当該介護給付費の支給申請を不適法なものとして却下することができる（要介護認定の申請をすることが障害福祉による介護給付費の支給申請の適法要件となる。）というべきである。

（3）本件で、自立支援給付と介護保険とを任意に選択することを許すことは、公費負担の制度よりも社会保険を優先するという社会保障の基本的な考え方に背馳するとともに、他の者との公平にも反し相当でない（以下、下線部を「※」と略す。）ので、原告が要介護認定の申請をしないことに正当な理由があると認めることはできない。したがって、被告は、本件申請を不適法なものとして却下することができるのであり、本件申請を却下した本件処分は適法である。

4 その他の判示

法7条に関する原告の主張（法7条は併給調整規定であり、65歳に達した障害者が介護保険の申請をしていない場合は、申請日にまでしか遡及しない介護保険との「併給状態」は生じないので、法7条は適用されない等）は、※の理由により退けられている。

（裁量権逸脱・濫用の主張に関連して）法7条は市町村が裁量により支給決定をすることを認めていない（浅田訴訟と異なる判断）。

憲法違反については、立法府の広い裁量を前提に、「法7条を65歳・低所得の障害者に適用することが、憲法14条、25条か

ら導かれる障害者の応能負担により福祉を利用する権利を侵害するということはない。」とした。

第3 判決についての考察

1 判決は、「自立支援給付と介護保険とを任意に選択することを許すこと」や「法7条を併給調整の場面に限定して適用すること」について、※という理由で退けている。

この判断は、「65歳を過ぎてから加齢による障害を負った者」については、一応妥当するように思われる。

しかし、この判断が「障害者が65歳を迎えた場合」にも当てはまるかは疑問である。

「障害者が65歳を迎えた場合」については、障害者（加齢によらない障害をもって生きてきた人）の側にも自己決定権や応能負担でサービスを受けられることなどの重要な対抗利益があり、それと「保険優先の考え方」との調整については、まず立法府が判断すべきだと思われるところ、法は、

「65歳を迎える障害者に介護保険による要介護認定の申請を義務づける規定」や「65歳を迎えた障害者が要介護認定の申請をしない場合に障害福祉給付の支給申請を却下すべきとする規定」を持たず、「障害者が65歳を迎えた場合」の規律については、法律上白紙になっていると思われるからである。（それゆえ、法7条は、「障害者が65歳を迎えた場合」については、併給調整・

二重給付の回避に必要な限度で介護保険優先を定めていると解釈されるべきである。)そこに、裁判所が、※という法律解釈の根拠になりうるか疑わしい漠然とした考えを用いて、立法府に代わってルールを作るのは反則だと思う。

2 判決は、①法7条は直接には支給申請却下処分の根拠とならないこと、②法には手続に協力しない申請者の支給申請を却下できるとする規定がないこと、③法には、65歳以上の障害者が障害福祉給付の支給申請を行う場合に要介護認定の申請を行うことを支給申請の適法要件とする旨の規定がないことを前提に、私見では無理なやり繰りを経て、結論を導いている。

しかし、日本の憲法では、「行政は法律に基づいて権限を行使すべきこと」「行政訴訟は司法裁判所が担当し、裁判所は、独立性のある立場から、行政の法適合性を判定すること」になっている。

この憲法の下では、裁判所は、行政処分が法律上の根拠を欠いている場合はその行政処分の効力を否定するのが筋だと思う。



法律の規定がないにもかかわらず、裁判所が妙なやり繰りによって行政処分に法律上の根拠を与えるのは、憲法が与えた裁判所の役割を違えているように思われる。

第4 おわりに

本判決に対しては、控訴の手続をとった。不当判決の是正を目指して、引き続き奮闘したい。

以上

会費・カンパのお願い

裁判は東京高等裁判所に舞台を移します。

支援活動を強めねばなりません。

裁判費用、支援活動の経費等に充てるため、ご協力をお願いいたします。

郵便振替用紙を同封いたしました。

振込先

〒振替 00260-0-87731

「天海訴訟を支援する会」

通信欄に「会費」「カンパ」等を、またメッセージなども一言あるとうれしいです。



天海訴訟の高裁判決は他の自治体の対応を左右しかねない ～支援を強化し、逆転勝訴を目指しましょう～

日本障害者センター 事務局次長 山崎 光弘

5月18日、千葉地裁は原告天海さんの訴えをすべて棄却し、天海訴訟は全面敗訴となりました。千葉地裁による判決には、法的に根拠のない「日本の社会保障は公費より社会保険が優先されるのが基本である」という厚生労働省の方針が判決の根底にある、そのため法的整合性が取れていないなど、様々な問題があります。その中でも、障害者にとって特に重要なのは以下の二点です。

● 65歳等で介護保険の対象となった障害者が要介護状態である可能性があるか否かを市区町村の職員等が主観で判断することを認めたこと

● 自治体の職員が要介護状態である可能性があるかと判断した場合、障害者には要介護認定への申請義務が発生し、それに従わない場合、協力義務を果たさなかったという理由で、自治体による障害福祉サービスの打ち切を適法としたこと。

■ 通知・事務連絡等は無視

厚生労働省をはじめ省庁は、法律に係る通知や事務連絡を発出しています。その目的は、法文だけでは伝えきれない法の主旨を技術的助言として自治体に示すことで、適切な運用を求めるためです。障害者総合支援法7条に関しては、2007年に通知「障害者自立支援法（現 障害者総合支援法）に基づく自立支援給付と介護保険制度との適

用関係等について」が、2015年に事務連絡「適用関係等に係る留意事項等について」が発出されました。そして、2007年の通知では「介護保険サービスが利用可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を申請していない場合等は、介護保険サービスの利用が優先される旨を説明し、申請を行うよう、周知徹底を図りたい」、2015年の事務連絡では「要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけること」とされています。確かに、通知や事務連絡は自治体に対する法的拘束力はなく、地方公共団体の自主性及び自立性を損なうものではありません。しかし、千葉市の障害福祉サービスの打ち切りは、通知や事務連絡を完全に無視した対応です。また、千葉地裁の判決（裁判所の判断）でも、2007年通知に対する言及は全くありませんでした。

さらに、2011年に厚生労働省（国）が障害者自立支援法違憲訴訟原告・弁護団と締結した「基本合意」では、「介護保険優先原則（障害者自立支援法第7条）の廃止、障害の特性を配慮した選択制等の導入」が論点として挙げられていますが、千葉地裁の判決では「基本合意」に係る検討も行われていません。

浅田訴訟では、これらは岡山市の障害福祉サービスの打ち切りを違法とする複数の

理由の中に含まれていました。ここが、浅田訴訟と天海訴訟の判決の大きな違いと言えます。

■ 地裁判決は障害者への差別的取り扱い

厚生労働省が2014年に実施した調査から、要介護認定等の申請勧奨を行わない高齢障害者に対して障害サービスの利用申請を却下する自治体は、6.4%しかないこと。また、日本障害者センターの調査等から、上記の理由で実際に申請却下をした自治体は岡山市と千葉市しかないことが分かっています。2007年の通知や2015年の事務連絡に基づく運用をすれば、障害福祉サービスの打ち切りは困難ですし、千葉地裁の判決に問題があることは明らかだと思います。

高齢者が認知症となっても、要介護認定に申請しないことは選択の自由として認められます。これに対し、公費で支援を受けている障害者の場合、行政職員が要介護状態であると思えば、要介護認定への協力義務が生じるという千葉地裁の判決は、選択の自由を否定する私権制限であり、日本の社会保障の基本である申請主義に反するものと言えます。さらに、こうした対応は、

司法や行政による障害者への差別的取り扱いに他ならないと考えます。

■ 天海訴訟へのさらなる支援を！

天海訴訟が東京高裁においても敗訴となれば、千葉市と同様の対応をする自治体も出てきません。実際、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会の地方団体が、浅田訴訟の判決を踏まえて、ある自治体と交渉し、要介護認定に未申請の障害者に対する障害福祉サービスの打ち切りの禁止・同サービスの継続を求めたところ、天海訴訟を踏まえて検討するという回答があったという報告もあります。

高裁での逆転は非常に難しいというのが一般的な見解です。しかし、東京高裁で逆転勝訴することが、天海さんの権利、そしてすべての障害者の権利を守る上で重要です。そのためにも、天海さん・天海訴訟を支援する会への支援をこれまで以上に進めていきましょう。

(3) 要介護認定等の申請勧奨に応じないまま、65歳到達後も継続して障害福祉サービスの利用申請があった場合どのように対応しているか

	自治体数	構成割合
障害福祉サービスの支給決定を行い、引き続き申請勧奨を行う	63	67.0
障害福祉サービスの支給決定期限を通常より短くして決定し、引き続き申請勧奨を行う	15	16.0
障害福祉サービスの利用申請を却下する	6	6.4
申請勧奨に応じず障害福祉サービスの利用申請を行うまでに至ったケースはない	5	5.3
その他	5	5.3
合計	94	100.0

*2.(2)において、「申請勧奨に応じず、要介護認定等を申請していないケース」が「ある」と回答した自治体を対象とした質問

出典：厚生労働省「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等についての運用等実態調査結果」、2015年。

「健康で文化的な最低限度の生活」の保障を — 天海訴訟の政治的な意味について —

日本共産党千葉県委員会
障害者運動委員会責任者 浅野 史子

「天海訴訟の政治的意味合いについての原稿を」と支える会からの要請を受け、主旨に沿っているかどうか甚だ不安ではありますが、今後の闘いの展望になるよう考えたいと思います。

まず、日本の社会保障の全体像を見ると、管政権以前から至るところで我が物顔の「自己責任論」が「自助、共助、公助」という代わり映えのない装いで社会保障を後退させています。憲法 25 条 2 項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」に反し、先日成立した「後期高齢者医療費 2 倍化法」などはその代表選手です。老いは自己責任ではなく、同様に障害も自己責任ではありません。

ところが、今回の判決は 65 歳以前に利用していた障害福祉サービスから介護保険に移行しなかった責任を天海さんに負わせています。ならば、国・地方自治体の役割とはいったい何かと問われるのではないのでしょうか。

この間、千葉県内では社会保障に関わる重大な事件が起こっています。セーフティネットの目が荒くあまりにも脆弱であることが根本的な問題ですが、そうであって

も「命の砦」としての地方自治体が命を救うことはできなかったのか、という真剣な検証や再発防止が始まっています。ある市では、従来の「縦割り行政」から横の連携の強化で貧困や困難を抱えている家庭への支援を強化しつつあります。それぞれの自治体の痛苦の教訓—虐待により命を落とす子どもを二度と生まないために、県営住宅の家賃滞納の母子無理心中などを起こさないために模索を始めています。

ひるがえって、障害者の「65 歳問題」についての市町村の対応はどうでしょうか。

千葉県社会保障推進協議会が 2016 年に実施した「自治体キャラバン」では、65 歳を迎えた障害者に一律に介護保険優先とせず、障害福祉サービスの継続利用を要請し、アンケートをとっています。

「65 歳に達した障害者が、介護保険認定等の申請勧奨に応じない場合の対応」について、千葉市・白井市の 2 市が「障害福祉サービスの利用申請を却下する」と回答しています。しかし、2016 年中に 65 歳に達し、介護保険認定の申請勧奨を受けた障害者が、障害福祉サービスの利用申請を却下された事例はありません。県内では、「基本的に介護保険を優先しているが、実情に応じて対応している」や「利用者にと

って、障害福祉サービスが適しているのであれば支給決定を行う」対応がとられています。

「障害者福祉と介護保険の適用関係で、対応に苦慮している点。対応に工夫している点。また国に要望したいこと等」のアンケートでは、「介護保険制度に移行する場合、障害福祉と同種のサービス利用となった場合でも、自己負担が原則 1 割になることが、利用者からの理解を得にくいこと」、「介護保険の移行についての説明をするときに、障害福祉では利用料が 0 円の方がほとんどなので、介護保険に移行すると 1 割負担になることへの理解を求めることに苦労することが時々あります」、「介護保険が優先されることが原則だが、本人の金銭的負担の問題より、障害福祉サービスを利用したいという要望が多い。制度の説明に苦慮している」など、法に基づき、地方自治体としての責務を果たすため、現場では制度説明に苦労していること、ケースバイケースで柔軟に対応されていることがわかります。

障害者のおかれている経済状況は、少ない障害年金などによりに苦しく、そもそも介護保険の利用料が払えない人もいます。重度の障害がある方は介護保険に移行すれば、障害福祉サービスの通院等介助や外出支援などの支給時間が減らされる可能性があり、身体機能の低下も危惧されます。それらの理由を明確にして介護保険認定を申請せず、現在利用している障害福祉サービ

スの継続・更新の要求に対して、宮崎市では認める対応をしています。

岡山の浅田訴訟に続き、天海訴訟の動向を注視していた当事者や関係団体、さらに市町村は少なくないと思われます。それだけに、千葉地裁での全面勝訴を勝ち取りたかったところです。

高裁での正当な判決で 65 歳の障害者の「自己決定権」の保障を勝ち取ることは、天海さんと支える会だけの悲願ではなく、全国の障害者や関係団体の背中を押すことになるでしょう。さらに、社会保障制度の抜本的な拡充を願う方々、市町村への激励にもなります。国による「自己責任」を錦の御旗にした社会保障の形骸化にストップをかけ、抜本的な拡充へと舵を切り、憲法 25 条の「生存権」保障を促進していく流れになることは間違いありません。その流れを確実なものにするには、私は政権交代しかないと確信します。

天海訴訟が、障害者だけでなく、すべての国民に関わる社会保障制度の充実への大きな結節点となるよう、全力をあげます。
以上



応援メッセージ

憲法、障害者権利条約に 照らしても不当

浅田訴訟 原告 浅田 達雄

私の判決と全く真逆で、原告側の主張を全面的に受け入れていない判決になっています。とても怒りました。千葉地裁は、どうして私の判決文を無視したのかと言えば、「再び、原告に有利な判決が下されないように」と国からの忖度があったのではないかと感じ取られます。

しかし、要介護認定に申請しない介護保険対象の障害者に対する障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）を承認するだけでなく、介護保険対象の障害者には、日本の社会保障制度の根幹である申請主義を認めないとする内容となっています。障害者から基本的人権をはく奪し、介護保険制度に移行しない障害者の暮らしたいのちを支える障害福祉サービスの市町村による打ち切りを認める千葉地裁の判決は、憲法 25 条・障害者権利条約に照らしても不当であることは明らかです。

私は、自分自身のためでもありながら、みんなのことも考えて立ち上がりました。天海さんも同じ気持ちでしょう。私の勝利した判決もあやふやになってしまうような気がしてなりません。正しいことを訴えているので、きっと勝利できると思っています。

す。しかし、険しい道のりが続きますが、頑張り抜いてください。東京高等裁判所では、反転判決が出るように願って応援しています。

コロナが収束したら、傍聴に行きます。これからもお互いに体に気をつけて頑張ってください。

障害者の実態を見ていない判決。許せない

障都連 市橋 博

僕は岡山の判決を聞いた時に、この裁判長は、障害者の実態をよく見てくれたなと思いました。たんなる机上の報告ではなく、実態を見てくれて、あのような判決を書ってくれたというのが僕の印象です。

今日の裁判は、僕たちがあれだけ5年間も訴え続けた障害者の実態を見ずに、判決を出したことを絶対に許すことはできません。僕の血が凍り固まった気がします。

東京の障害者の連絡会の事務局長をやっているの、一緒に戦おうと思っています。僕らが闘って闘って少しでも前に進め、憲法を守り、障害者権利条約を守っていくような闘いを進めたいと思います。



千葉地裁の判決には、納得できません。
東京高裁に控訴して闘います。
ついては、改めて「天海訴訟」について、これまでの経過を振り返り、判決の不当性と問題点を学び、これからの闘い方について、みんなで意思統一し、総決起する場としたいと思います。
多くの皆さんの参加を呼びかけます。オンラインで参加もできます。

「天海訴訟判決報告」 学習交流総決起集会

6月27日(日)
13～16時
千葉市民会館

プログラム

- #支援する会あいさつ
- #弁護団の判決解説
- #講演 「天海訴訟の判決について」
講師 日本障害者センター 事務局次長
山崎 光弘 さん
- #意見交流
- #原告天海さんのあいさつ
- #行動提起

オンライン参加方法

FAX (043-308-6621)
またはメール
shochiren@bf.wakwak.com
で、「6/27 参加希望」お名前とメールアドレスをお知らせください。
6/14 からグーグルホームからも申し込めます。
<https://forms.gle/tNdyP29yX2ziUYwYA>
QRコードもご利用ください。



会場案内

千葉市民会館 4階 第3、第4会議室
所在地 千葉市中央区要町 1-1
TEL 043-224-2431
JR千葉駅 東口から左方向へ徒歩7分

